

様

契 約 書

社 会 福 祉 法 人 東 和 仁 寿 会

東 和 荘 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー
指 定 通 所 介 護 事 業 所

〒028-0113 岩手県花巻市東和町東晴山7区13番地

TEL 0198-44-3050

東和荘デイサービスセンター指定通所介護事業所利用契約書

社会福祉法人東和仁寿会（以下「事業者」という。）と 様（以下「利用者」という。）とは、東和荘デイサービスセンター指定通所介護事業所において、事業所から提供される通所介護サービスを受け、利用者がそれに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者は介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2 利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

（契約期間と利用期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、通所介護計画について、利用者に対して説明し同意を得たうえで決定するものとします。

4 事業者は、居宅介護サービスが変更された場合、若しくは利用者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更があると認められた場合には、利用者と協議して通所介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付して、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は特別な食事の提供、野外旅行等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

（利用者等への説明）

第6条 事業者は、この契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して利用者に対してこの契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第8条 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合の額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第5条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前項の他利用者は、食事代とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。

（利用の中止、変更、追加）

第9条 利用者は、利用期日前において通所介護サービスの利用を中止、又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施開始日の前日までに事業所に申し出るものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者を支払わなければならない場合がある。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではない。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対し、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの

提供ができない場合、他の利用可能期日を利用者に提示して協議するものとします。

第10条 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(事業者及び職員の義務)

第11条 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため利用者に対し、避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(秘密保持)

第12条 事業者又は職員は、通所介護サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由により情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 利用者は、事業所の施設設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び事業者との協議により、施設設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の行為禁止)

第14条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) 職員又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者若しくは職員の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第 19 条から第 21 条に基づきこの契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約等)

第 19 条 利用者は、この契約の有効期間中に契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約の終了を希望する日の 2 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、第 7 条第 3 項、第 10 条第 3 項により契約を解約する場合及び利用者が入院した場合並びに利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合には、この契約を即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第 20 条 利用者は、事業者若しくは職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解約することができます。

- (1) 事業者若しくは職員が正当な理由なくこの契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくは職員が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくは職員が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 21 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この解約を解除することができます。

- (1) 利用者が、この契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつげずに、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(清算)

第 22 条 第 18 条第 1 項第 2 号から第 6 号によりこの契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条の原状回復の義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

(苦情処理)

第 23 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 24 条 この本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し双方署名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

事 業 者 岩手県花巻市東和町東晴山 7 区 1 6 番地
社会福祉法人東和仁寿会
理事長 伊藤 芳江

印

利用者住所
氏名

印

代理人住所
氏名

印